平成２１年（フ）第３９６号
静岡県沼津市本錦町672番地の１　落合第一コーポ201、住民票上の住所静岡県沼津市本錦町672番地の１　落合第一コーポ303
債務者　勝澤　朋子
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４０８号
静岡県裾野市深良152番地の６
債務者　梶原　健司
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第９２７号
名古屋市天白区中平５丁目1205番地　グランドハイツ原Ｂ棟103号
債務者　河原﨑洋子
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７４９号
名古屋市天白区福池１丁目154番地
債務者　奥村　吉弘
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９３８号
愛知県瀬戸市東安戸町18番地　レインボー尾張瀬戸404
債務者　出口　信人
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０４７号
名古屋市天白区井口１丁目308番地　ザ・リバーウエスト101号、住民票上の住所名古屋市南区呼続元町19番12号
債務者　眞木　昌子（旧姓千代政）
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１３１号
愛知県清須市西枇杷島町辰新田54番地２
債務者　安富加代子
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２０１号
愛知県北名古屋市六ツ師松葉148番地　スターウイング大野305号
債務者　長谷川　隆
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２０２号
愛知県北名古屋市六ツ師松葉148番地　スターウイング大野305号
債務者　長谷川やよい
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２９９号
名古屋市北区織部町１番地９　県営織部住宅２棟903号
債務者　古家美砂子
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１５８号
大阪府寝屋川市明徳１丁目４番43―401号
債務者　鈴木　久美
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４１６号
大阪市東成区大今里南４丁目５番５号　北陸マンション408号
債務者　市川　桂子
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６４４号
大阪府守口市佐太中町３丁目13番22―606号
債務者　久米田浩一
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４１０号
大阪府摂津市鳥飼本町３丁目16番８号
債務者　田中　淳二
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４７３号
大阪府茨木市紫明園７番11号
債務者　福田　健志
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５１４号
大阪府吹田市藤白台３丁目５番Ａ14―307号
債務者　橋本せい子
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５５５号
大阪市鶴見区安田３丁目11番22号　アルデールＹＡＳＵＤＡ206
債務者　松谷　正則
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部